

# 青色申告特典

事業所得や不動産所得の一番身近な節税策は「青色申告」です。赤字の時の救済策が多く、白色申告と比較して有利になっております。

白色申告から青色申告に変えたいときは、その年(令和元年分の申告なら令和元年)の3月15日までに税務署に「**所得税の青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

| 特典の名称       | 青色申告  | 白色申告                                      |
|-------------|---|---|
| 青色申告特別控除    | 最大65万円控除  | 適用なし                                      |
| 青色事業専従者給与   | 家族へ支払った給与やアルバイト代を <b>必要経費として計上</b> することができます。<br>※条件あり              | 必要経費としての計上はできません。                         |
| 純損失の繰越控除    | <b>損失(赤字)を3年間繰り越して</b> 翌年の事業所得から差し引くことができます。                        | 繰越控除の対象となる損失は、変動所得、または被災事業用資産で出たものに限られます。 |
| 純損失の繰戻還付    | 赤字が出た場合、前年に利益が出ていれば、今年の赤字分を差し引いて、 <b>前年に支払った税金を返金してもらう</b> ことができます。 | 適用なし                                      |
| 少額減価償却資産の特例 | 取得価額が <b>30万円未満</b> の資産は、 <b>年間300万円まで</b> 、全額その年の必要経費として計上できます。    | 適用なし                                      |
| 貸倒引当金の繰り入れ  | 売掛金等の合計額の <b>5.5%</b> (金融業は3.3%)までを繰り入れることができます。                    | 個別評価による貸倒引当金のみ計上できます。                     |